

「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書を国会等に提出することを求める請願」を宮城県議会に対して行いました

消費者庁創設以降、地方消費者行政の充実強化のため続いていた国の財政支援が、平成 30 年度から前年度の約 7 割度に縮小されることになりました。そのため、各地で行われている消費生活相談や、消費者啓発事業の維持継続が危ぶまれております。

そこで、ネットとうほくは、6 月 28 日に、宮城県議会に対し「地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書を国会等に提出することを求める請願」を仙台弁護士会と共同で行い、同意見書の採択を求めました。

ネットとうほくは、請願にあたり、仙台弁護士会とも連携し、6 月 26 日に宮城県議会の各会派の議員のもとを訪れて、請願内容を説明し理解を求めました。その結果、7 月 4 日に開催された議会本会議（最終日）で、「地方消費者行政に対する財政支援の継続・拡充を求める意見書」が全会派の賛成で採択されました。

以下、宮城県議会より国へ提出された意見書（宮城県議会 HP より抜粋）

地方消費者行政に対する財政支援を求める意見書

インターネットの普及や高齢化の進展を背景に消費者問題が複雑化・多様化する中、地方消費者行政の充実・強化は、これまで国による地方消費者行政活性化基金・地方消費者行政推進交付金の措置によって一定の前進が図られてきた。

一方、この交付金措置が平成 29 年度で一区切りを迎えた中、地方公共団体の自主財源の確保や消費生活相談員など専門的な人材の確保、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置等の課題が残されていることに加え、成年年齢引下げに伴う若年者への消費者教育の充実も求められるなど、新たな消費者問題が絶えず生じている。

こうした中、平成 30 年度の地方消費者行政に係る交付金の予算が前年度の約 7 割に減額されたことから、消費生活の相談体制や消費者啓発事業の維持などが危ぶまれている。

消費者庁には地方支分部局がないことも相まって、今後、地方消費者行政の機能強化が進展しない場合、消費者被害に関する情報の収集・分析、法令の厳正な執行、消費者被害防止の広報啓発活動など、国の消費者行政にも支障を来すことが懸念される。

よって、国においては、地方消費者行政の充実・強化を図るため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 地方消費者行政推進交付金の後継交付金である地方消費者行政強化交付金における使途の拡充や活用期間の延長、支出限度額の撤廃など制度の改善を図ること。
- 2 平成 30 年度の地方消費者行政に係る交付金の減額が地方公共団体に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、平成 30 年度当初予算で確保できなかった交付金額について、補正予算で措置すること。
- 3 平成 31 年度の地方消費者行政に係る交付金を、少なくとも平成 29 年度までの水準で確保すること。
- 4 地方公共団体が収集した消費者被害に関する情報や悪質な事業者に対する行政処分は、その地域における消費者のみならず、制度改革等の国の消費者行政にも資するものであることを踏まえ、消費者行政に係る地方公共団体の事務費用に対する国の恒久的な財政措置について検討すること。

右、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 7 月 4 日

宮城県議会議長 中島 源陽

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
消費者庁長官 あて